

令和8年度事業方針

基本理念『思いやりが根づくまち千歳』

近年の地域福祉を取り巻く環境は、少子高齢化の進行、単身世帯や高齢者世帯の増加、さらには社会的孤立や生活困窮など、複合的かつ多様な課題が顕在化する中で大きな転換期を迎えています。

こうした状況を背景に、国においては「地域共生社会」の実現を目指し、分野や制度の枠を超えて、住民一人ひとりの暮らしを全体で支える重層的な支援体制の構築が進められており、行政や専門職による支援だけではなく、地域住民、ボランティア、関係機関、民間団体など、多様な主体が役割を担いながら支え合う仕組みづくりが重要とされています。

また、高齢者を中心とした生活支援ニーズの増大や、障がいのある人、子育て世帯、生活困窮世帯などが抱える課題の複雑化により、従来の制度やサービスのみでは十分な対応が困難なケースも増えており、制度に基づく支援と併せて、地域のつながりや人と人との関係性を基盤とした柔軟な支援の重要性が改めて認識されています。

本会としては、令和7年度から始まった重層的支援体制整備事業によるアウトリーチ等を通じて把握したニーズを、属性や世代を問わない多機関協働の相談支援と多様な参加支援につなげることで、孤立させない包括的な支援体制構築に努めるとともに、日常生活圏域における「地域支え合い会議」の開催など、生活支援コーディネーターと地域住民とが連携して高齢者等の居場所づくりや孤立防止に取り組んでまいります。

さらに、権利擁護支援における中核機関として、成年後見制度地域連携ネットワーク協議会の充実を図り、法律・福祉の専門職団体や医療、地域の関係機関の連携による地域課題の検討・調整・解決など地域で支える権利擁護体制の構築を進めます。

介護サービス事業については、適正な人員配置と業務の効率化によるサービスの向上に努めることで、高齢者が安心して生活できる支援を提供し、新富ほっとす及び祝梅ほっとすにおける利用者増につなげ収益増を目指します。

様々な社会情勢により地域社会を取り巻く環境が大きく変化するなか、公的な制度や他の機関で対応できないニーズに対して新たな活動や事業を展開していくことが社会福祉協議会には求められます。誰もが自分らしく安心して生活を送ることができるよう、行政をはじめ、地域住民や関係機関等と協働しながら、地域共生社会の実現に向け、計画の基本理念である「思いやりが根づくまち千歳」を目指し、各種施策を着実に実行できる組織運営・体制づくりを進めてまいります。

令和8年度重点項目

(1) ちとせ市民ふくし講座事業

地域共生社会の実現に向け、市民一人ひとりが身近な地域でお互いに支え合い、安心して暮らせる仕組みづくりを推進するため、その基盤となる人材育成を目的として「ちとせ市民ふくし講座」を開催し、市民の皆様が主体的な福祉活動を継続できるよう、知識の提供と実践への支援を行います。

(2) 若者・働く世代向けボランティア体験事業

若者や現役世代のボランティア参加を促進するため、SNS等のデジタルツールを活用し、情報発信の充実を図るとともに、福祉のみならず文化やまちづくりイベントなど、年間を通じて多様なボランティア体験の機会を創出・提供することで、活動の裾野を広げ、新たな担い手の確保に努めます。

(3) 災害ボランティアセンター運営事業

研修会への積極的な参加を通じて職員の専門性を高めるとともに、千歳市災害対策本部や災害ボランティア活動に関する協定締結団体等との連携を深化させ、災害ボランティアセンターの強固な運営体制を構築します。また、運営を支える中核となる「防災ボランティアリーダー」の養成や、協定締結団体と連携し設置運営訓練を継続的に実施することで、迅速な初動体制を確立します。あわせて、地域における担い手の創出と資質向上を推進し、不測の事態に備えます。

(4) 生活支援体制整備事業

生活支援コーディネーターが中心となり、住民一人ひとりが主体的に参加できる「居場所づくり」を支援します。そこでの仲間づくりや情報交換を通じて、地域住民の交流を促進するとともに、多様な人材や住民が定期的に集う「地域支え合い会議（第2層協議体）」を日常生活圏域ごとに開催します。これにより、現場の意見や情報を施策に反映させ、持続可能な地域の支え合い体制の構築に努めます。

(5) 介護予防センター運営事業

高齢者を年齢や心身の状況によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、継続的に拡大していくような地域づくりを推進していきます。

また、介護・医療等に関わる団体や市内大学等と連携し、要介護、要支援状態になっても、生きがいや役割を持って生活ができる地域の実現を目指します。

(6) 重層的支援体制整備事業

令和7年度に千歳市から委託を受けて開始したアウトリーチ等継続支援事業及び参加支援事業について、引き続き、千歳市や関係機関、地域住民などと連携しながら、既存の相談支援機関や単独の支援関係機関では対応が難しい複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人などに対し、自宅訪問等（アウトリーチ）により必要な支援につながるよう支援します。また、地域で孤立している方等が希望に合った居場所や社会資源等につながるよう、マッチングや同行による参加支援を行い、誰一人取り残さない重層的・包括的な支援体制づくりに努めます。

(7) デイサービスセンター運営事業

これまで重点的に取り組んできた運動メニューの充実化による利用者の心身機能の維持・向上のみならず、児童施設、学校施設等の交流や大規模センターならではの多様な利用間の交流や、施設内調理のメリットを生かした安全で質の高い食事提供により、利用者の社会的孤立感の解消、利用者家族の負担軽減など生活全体を豊かにする取り組みを行います。

(8) ほっとす支援事業所運営事業

市内の居宅介護支援事業所が減少している現状から、介護サービスを必要とする高齢者等が安心してサービスを利用できるよう職員増員など計画的なサービス提供体制の強化を図ります。

また、ケアマネジャーの人材確保、定着に向けて、身寄りのない高齢者などの通院付き添いなど保険外の支援ニーズに対し、通院介助ほか他制度の活用や他の介護保険事業所との連携により職員の過度な負担を軽減し、働きやすい職場環境の整備を進めます。

(9) 地域包括支援センター運営事業

支援を必要とする高齢者やその家族が安心して相談できるよう総合相談機能の充実を図り、介護予防支援や各種サービス等へ適切かつ円滑につなげるとともに、虐待防止、早期発見や成年後見利用のサポートなど権利擁護の取り組みを強化します。地域ケア会議の開催、ケアマネジャーへのサポート、困難事例等への対応など、地域で暮らす高齢者が地域で安心して生活を継続できるよう、**業務の効率化**と職員の資質向上に努め、地域の幅広いネットワークづくりを進めます。

(10) 成年後見支援センター運営事業

中核機関として、地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向け、「広報機能」「相談機能」「成年後見制度利用促進機能」「後見人支援機能」等の一層の充実に努めます。

また、地域・福祉・行政・法律専門職など地域連携ネットワークの関係者と連携して、権利擁護支援が必要な人の発見と早期からの相談・支援に取り組むとともに、生活状況や判断能力に応じた切れ目のない包括的な支援を展開するため、成年後見制度と日常生活自立支援事業との一体的な取り組みに努めます。

(11) 人材育成事業

多様なニーズや複雑化する生活課題等に対して、幅広い視野と専門的な知識、外部・内部とのコミュニケーション能力、スピード感を持って諸課題に取り組み、市民から頼られる存在の職員を育成するため、専門性、階層別に応じた職員研修体制を強化します。

また、デジタル技術活用の底上げを目指し、相談支援や事務業務の効率化に向けた研修の企画に取り組みます。

(12) 広報活動推進事業

広報紙の全戸発行やホームページの充実に加え、SNS等の活用により若い世代など幅広い世代に対して本会が提供するサービス等の利用促進を図るとともに、各担当者が広報の担い手となり社協活動の認知度アップを目指し、地域福祉活動への参加促進を図ります。

令和 8 年度事業実施項目

基本目標 1 とともに地域を支える人づくり	
身近な地域でお互いに支え合い、安心して暮らすことができる地域づくりを目指すための人材育成を進めるため、若い世代に対する福祉教育やボランティア活動の体験ができる機会を拡充するほか、企業等との連携による災害ボランティア活動の体制強化を進めます。	
推進施策	実施事業
1. 地域福祉への理解促進と担い手づくり	<p>(1) ちとせ市民ふくし講座事業 重点 地域住民の多様な生活ニーズに寄り添う仕組みを、安定的・継続的に運用していくことを目指し、市民一人ひとりが互いに支え合い、「いつまでも安心して住み続けられる地域」を実現するための人材育成を目的として開催します。 ア. ちとせ市民ふくし講座【ボランティア活動編】(7月/定員 100 名) イ. ちとせ市民ふくし講座【地域づくり編】(11 月/定員 400 名) ※千歳市社会福祉大会と同日開催</p> <p>(2) ふれあい広場事業 障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き活きと明るく豊かに暮らしていけるよう地域共生社会の実現に向けて、研修やイベント等を実施します。 ・障がい理解促進のための研修又はイベントの実施(年1回/12月)</p> <p>(3) 地域福祉懇談会開催事業 町内会や地区民生委員児童委員協議会、日常生活圏域を単位に地域福祉をテーマとした懇談会等を開催します。</p>
2. ボランティア活動への参加支援とボランティアセンター機能の強化	<p>(4) ボランティアセンター運営事業 ボランティア活動の更なる活性化を目指し、活動希望者への支援やボランティア間の交流機会の創出を推進します。 ア. ボランティア活動の相談・需給調整 イ. 情報発信機能の強化 SNS 等のデジタルツールを効果的に活用し、若年層や就労世代を含む幅広い層へボランティア情報を発信します。 ウ. ボランティア活動保険への加入促進 エ. ボランティアフロアの活用および各種資機材の貸出 オ. ボランティアセンターの土曜日開設 カ. ボランティアセンター・ランチデーの開催(年3回:6月・9月・11月/各回定員40名)※きずなポイント事業登録サロンと合同開催 キ. 交流機会の提供(BORA カフェの運営) 趣味やボランティア活動を通じた交流を促進するため、ボランティアフロアに集いの場「BORA カフェ」を設け、新たなコミュニティ形成を支援します。 ク. Wi-Fi 環境整備による利便性向上 フロア内に無線 LAN 環境を完備し、若年層が利用しやすい環境を整えることで、利用者の拡大と利便性の向上を図ります。 ケ. 他市町村ボランティアセンターとの連携による研修等の実施・参加 コ. ボランティア団体活動費の助成</p>

サ. 赤い羽根「こども食堂」まるごと応援プロジェクト **新規**

市内で活動する「こども食堂」を対象に、共同募金を財源とした「資金助成」と、ボランティアセンターによる「労力提供」をセットで提供し、社協ならではの伴走型支援を実施するとともに、共同募金の使い道を「地元の子どもの食事と居場所」として市民に分かりやすく提示する「見える化」を推進します。

(5) 若者・働く世代向けボランティア体験事業 **重点**

若い世代や働く世代のボランティア参画を促すため、福祉・文化・地域イベントなど、年間を通じて多様な活動機会を創出し、身近な場での体験をきっかけに、ボランティアへの関心を高め、主体的な活動の促進を図ります。

・若者・働く世代向けボランティア体験(通年/定員 200 名)

(6) きずなポイント事業(市受託事業)

高齢者がボランティア活動を行うことでポイントを貯め、換金や寄付などができる制度で、介護予防や地域の支え合いを推進します。

ア. きずなポイント事業登録講習会の開催(随時開催)

イ. きずなポイント事業登録ボランティアサロンの開催(年3回/各回定員 40 名)

※ボランティアセンターランチデーと同時開催

きずなポイント事業の登録者を対象に仲間づくりと介護予防の促進を図ることを目的にサロンを実施します。

(7) 暮らしのちょっと応援サービス事業(ヤマセミねっと)

住民相互の助け合いを基本に、既存の制度では対応しきれない生活上の細かなニーズ(制度の狭間の課題)をすくい上げ、「助けたり、助けられたり」という「お互いさま」の精神が根付いた地域づくりを推進します。

ア. ヤマセミねっと協力者養成講座(年2回/5月・10月/各回定員 30 名)

イ. ヤマセミねっと協力者交流会(年1回/3月/定員 20 名)

ウ. ニーズ把握のための制度周知強化(ポスター掲示、チラシ配付、出前講座の実施)

(8) 災害ボランティアセンター運営事業 **重点**

ア. 円滑な運営に向けた連携体制の強化

研修会への参加を通じた職員の資質向上を図るとともに、行政や関係団体との連携を深め、災害ボランティアセンターの円滑な運営体制を構築します。

- ・千歳市との連携協定に基づく災害対策本部との連携強化
- ・災害ボランティア活動に関する協定締結団体との連携強化

イ. 運営支援の担い手(リーダー)の育成

センター運営を支援する協力者を養成し、迅速な初動活動への備えを万全にするるとともに、地域における担い手の創出と資質向上を図ります。

- ・防災ボランティアリーダー養成研修会の開催(2月/定員:50 名)
- ・防災ボランティアリーダー活動マニュアルの配付
- ・災害ボランティア事前登録・活動予約システムの活用

ウ. マニュアルに基づく実践的な検証と対応力の向上

千歳市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルに基づき、大規模災害を想定した実践的な訓練を実施します。職員の対応力を高めるとともに、設置手順等の検証を行います。

<p>3.若い世代に対する福祉教育、ボランティア学習の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 災害ボランティアセンター設置・運営訓練(2月) ※併催防災ボランティアリーダー養成研修会 <p>(9) 児童・生徒のボランティア体験学習支援事業 小・中・高等学校が取り組む福祉教育およびボランティア体験学習「福祉の授業」に対し、プログラム内容の相談、講師の調整、福祉体験用具の貸出、助成金の交付などを通じて、その円滑な実施を支援します。 ・ボランティア体験学習「福祉の授業」の実施協力(通年)</p> <p>(10) 「福祉の授業」担い手養成講座事業 福祉教育の現場で活躍する講師やボランティアの担い手を養成するとともに、研修等を通じてその専門性と資質の向上を図ります。 ア. 「福祉の授業」支援ボランティア養成講座(年1回/7月/定員15名) イ. 「福祉の授業」支援講師養成講座(年1回/1月/定員15名)</p>
-----------------------------------	---

基本目標2 ともに支え合い、つながる地域づくり

町内会における福祉委員活動の拡充や民間事業者等との連携による見守り体制の強化を進めるほか、身近な地域で仲間づくりや情報交換ができる居場所の充実や属性や世代を問わない相談支援と多様な社会参加の支援を促進します。

推進施策	実施事業
<p>1.地域の支え合い活動の促進</p>	<p>(1) 福祉委員活動推進事業 地域での支え合いを推進するため、福祉委員による活動体制の拡充を図ります。 ・福祉委員設置町内会の継続的な活動支援と新規活動者への立ち上げ支援 ・福祉委員活動の充実に向けた側面的支援</p> <p>(2) 小地域福祉ネットワーク活動推進事業 町内会を主体とした「見守り・声かけ・サロン活動」など、住民同士による支え合いの取り組みを支援します。 ア. 小地域福祉ネットワーク活動実施地区報告集の作成 イ. 歳末新年地域活動助成金の交付(市町連/12月)</p> <p>(3) 救急カード事業 救急医療情報を記載した「救急カード」の戸別設置を推進し、急病や災害時の迅速な対応を可能にするるとともに、近隣住民による見守りや支え合いの意識を高めます。 ア. 救急カード事業の普及と参加町内会の拡充 未設置世帯への新規導入や、既存世帯への更新案内を強化します。また、事業運営に関するアンケート調査を実施し、現場の課題やニーズを把握することで、より実効性の高い事業への改善を図ります。 イ. 改訂版救急カードの配付と適切な利用の促進 緊急時に医療機関や救急隊が確実に情報を活用できるよう、消防本部等と連携して制作した「改訂版カード」を配付します。あわせて、適切な記入方法や保管場所についての普及啓発を行い、情報の正確性と実用性を高めます。</p> <p>(4) 地域福祉懇談会開催事業 ※再掲</p> <p>(5) 福祉バス運行事業(市受託事業)</p>

2. 地域づくりの
様々な担い手との
ネットワークの強
化

福祉団体や町内会、老人クラブ等の活動を支援するため、福祉バスの運行調整業務を行います。

・福祉バス予約会の実施(毎月10日)

(6) 障がい者及び障がい児福祉活動助成金交付事業

障がい者等福祉団体へ活動支援を行うとともに、活動費の助成を行います。(7月)

(7) 千歳地域 SOS ネットワーク事業

(千歳地域検索ネットワーク)

認知症や障がいのある人などが行方不明になった際、地域の様々な団体や事業者などと協力して早期発見・保護に努めます。

ア. 千歳地域SOSネットワーク事業役員会(年1回/6月)

イ. 千歳地域SOSネットワーク運営協議会(年1回/7月)

ウ. 事前登録制度の普及

行方不明者の早期発見を目的に、本人情報を事前に登録する制度の普及を図るため、千歳市の「認知症高齢者等 GPS 機器購入費等助成事業」とも連携し、家族、町内会、民生委員へ案内を配付するとともに、ホームページや広報誌への掲載などにより広く周知を行うことで、登録者の増員を進めます。

エ. 事前登録者証明カードの運用と検証

令和4年度に運用を開始した、事前登録者の支援内容を携帯できる「事前登録者証明カード」を周知し、活用の拡大について検証をすすめます。

オ. 行方不明高齢者等の検索模擬訓練・研修会

(年2回/10月/定員 各回30名 計60名)

認知症等の人が行方不明になったという設定のもと、声かけ等の対応方法の研修と地域検索ネットワークを活用した「通報～連絡～検索～発見・保護」の情報伝達の流れを確認する訓練を、認知症地域支援推進員と認知症の人を支える家族の会の協力を得て、市内2か所で実施します。(向陽台区・北区圏域を予定)

カ. 民間企業との協働による見守りや支え合い活動の充実

行方不明高齢者等を発見した際の対応について、ホームページにおける動画の公開および事業所等へハンドブック配付を行い、地域における見守りや支え合い活動に係る周知を図ります。また、協力事業者に登録のないドラッグストアやスーパー等へ登録を依頼し、ネットワークの拡充を図ります。

(千歳地域見守りネットワーク)

配達業務等を行う民間事業者や関係団体との連携をさらに推し進め、協力団体の裾野を広げることで、高齢者等の異変を早期に発見し、迅速な対応につなげる見守り体制の強化を図ります。

ア. 事前登録制度の普及

一人暮らし高齢者等の緊急時に、迅速な安否確認ができるよう世帯状況や緊急連絡先等を事前に登録する制度の普及を図るため、ホームページや広報誌への掲載などにより広く周知を行います。

イ. 民間企業との協働による見守りや支え合い活動の充実

協力事業者に登録していない事業所等へ登録を依頼し、ネットワークの拡充を図ります。

(8) 社会福祉法人ネットワーク懇話会事業

市内の社会福祉法人が連携して地域公益活動の取り組みを進めます。

3. 居場所づくり、
活躍の場づくりを
通じた地域の支え
合いの促進

ア. 北海道における地域公益活動への参画・推進の協力

・法人施設による福祉サービス利用援助事業（道社協：日常生活自立支援事業の支援）

イ. 「社会福祉法人のネットワーク懇話会・千歳」の開催

・千歳地域SOSネットワーク事業へ参加協力

・社会福祉法人利用・活用サポートガイドの推進（講師派遣・動画配信・備品等の貸出し支援・広報支援）

・生活困窮世帯への支援を目的としたフードドライブ（食品寄贈）活動への協力

(9) 北海道千歳リハビリテーション大学との連携推進事業

保健、介護、福祉の分野で包括的に緊密な協力関係を築き、市民の健康増進と地域福祉の向上を目的に連携して取り組みます。

ア. 市民の健康増進活動と地域福祉の向上に関する取り組み

イ. 介護関係人材教育の質的向上に関する取り組み

ウ. 地域の健康増進リーダーの育成に関する取り組み

(10) 生活支援体制整備事業（市受託事業）**重点**

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備および地域づくりを推進するため、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置します。多様な主体との連携・協働を通じて、社会資源の開発やネットワーク構築を強化し、以下の取組みを進めます。

ア. 生活支援コーディネーター第1層（市区域）および第2層（日常生活圏域）の配置

イ. 市が主体となって設置する多様な主体による情報共有・連携強化の場への参画

ウ. 多様な主体が参画する情報共有・連携強化の場の運営

(ア) 通いの場・生活支援等サービスガイドブックの作成・配布

本ガイドブックを活用しながら、地域に不足するサービスの実態調査や、高齢者が担い手として活動する場の確保を推進します。関係者との情報共有・連携を深め、地域活動の再開および継続を支援します。

(イ) 地域支え合い会議（第2層協議体）の開催

生活支援コーディネーターが主体となり、地域住民との定期的な意見・情報交換を行うため、日常生活圏域における「地域支え合い会議」を開催します。

(ウ) 高齢者が活躍できる居場所づくりの拡大と情報発信

地域の多様な人材（民生委員児童委員、地域包括支援センター、介護予防センター、認知症地域支援推進員等）と連携し、健康・よろず相談の場を兼ねた「ちょこっと茶屋（東区）」、「いぶすき茶屋（南区）」、「げんき茶屋（北区）」を継続実施し、日常生活圏域での居場所拡大を図ります。また、町内会等の活動を取材し、ホームページ（生活支援コーディネーター@レポート）や生活情報紙「ちゃんと」、SNS等を通じて幅広く発信するなど、地域活動の「見える化」と活性化を促進します。

・農村部における高齢者の「通いの場」の創出と運営支援 **新規**

市内の東千歳地区等において、高齢者の孤立防止と健康維持を目的とした「通いの場」を新たに立ち上げ、介護予防センター等と緊密に連携・協働し、地域住民が主体的に活動を継続できるよう、立ち上げから運営まで多角的な支援を展開します。

・株式会社ダイイチとの連携・協働 **新規**

移動スーパー「とくし丸」事業と連携し、巡回先を地域の「通いの場」に設定することで、買い物支援・交流促進・安否確認を一体的に行う見守りネットワークを強化します。

(エ) ちとせランタンコレクションの開催（9月）

市民が制作した切り絵ランタンやランプシェード作品の展示を通じて、ものづくりの楽しさを共有するとともに、世代を超えた交流の機会を創出します。

エ. ちとせ市民ふくし講座『地域づくり編』の開催(11月/定員400名)

※(1)の再掲載

(11)暮らしのちょっと応援サービス事業(ヤマセミねっと) ※再掲

(12)きずなポイント事業(市受託事業) ※再掲

高齢者がボランティア活動を行うことでポイントを貯め、換金や寄付などができる制度で、介護予防や地域の支え合いを推進します。

ア.きずなポイント事業登録講習会の開催(随時開催)

イ.きずなポイント事業登録ボランティアサロンの開催(年3回/各回定員40名)

※ボランティアセンターランチデーと同時開催

きずなポイント事業の登録者を対象に仲間づくりと介護予防の促進を図ることを目的にサロンを実施します。

(13)介護予防センター運営事業(市受託事業) **重点**

地域に出向いて介護予防教室や出前講座を開催するほか、介護予防リーダーの育成・活動支援など、連携協定を締結した北海道千歳リハビリテーション大学をはじめ関係機関と連携し、高齢者等の介護予防を推進します。

ア.介護予防教室(市内コミセン11会場/各回定員30人)

令和8年度より、これまで冬期間に実施していた東千歳地区での教室について、参加者からの希望が多いことから通年で開催することとしました。

イ.ノルディックウォーキング講習会

基礎コース、体カアップコース(年3回開催/各定員15名)

ウ.ノルディックウォーキングポール貸出事業

エ.介護予防イベント/ちとせ de コレクション(5月)の開催

オ.千歳学出前講座(3講座)

カ.介護予防リーダー養成講座(年2回開催/各回定員20名)

キ.介護予防リーダーフォローアップ講座(年1回開催)

ク.認知症サポーター養成講座(随時/各回定員40名)

ケ.認知症サポーターフォローアップ講座(定員20名)

コ.すこやかボランティア交流会(年1回開催)

サ.介護予防サロン巡回支援(52団体)

シ.地域リハビリテーション活動支援事業

ス.認知症予防サポート教室(4月~12月の期間月1回開催)

物忘れなどの認知機能が心配な方とその家族を対象に、認知症の手前である軽度認知障害(MCI)や認知症への移行を予防するための事業を千歳リハビリテーション大学をはじめとする関連団体と連携し行います。

セ.高齢ドライバーサポート事業(4月~12月の期間月1回開催)

65歳以上の普通自動車免許を保有し、日常的に運転をしている方やその家族を対象にした月1回の教室を千歳リハビリテーション大学をはじめとする関連団体と連携するとともに、運転免許を返納する前後に生活上の移動手段や健康について考えていただくきっかけになるよう、パンフレットの配布を行います。

ソ.介護予防相談業務

フレイル・認知症の早期発見を行い、必要な介護予防活動の紹介や医療機関などにつなげることを目的として、予約制の介護予防測定・相談窓口を実施します。

<p>4. 孤立させない、誰一人取り残さない包括的な支援体制づくり</p>	<p>測定は、生活面だけでなく、認知機能、筋力、体組成測定を行い、市民の希望や必要に応じて、地域包括支援センターや医療機関、保健事業への紹介を行います。</p> <p>(13) 重層的支援体制整備事業（市受託事業）重点 複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人などに対し、自宅訪問等により必要な支援につなげます。また、地域で孤立している方を希望に合った社会資源等につながるよう、マッチングや同行による参加支援を行います。</p> <p>ア. 参加支援事業 イ. アウトリーチ等を通じた継続的支援事業</p>
<p>基本目標3 安心して福祉サービスを利用できるしくみづくり</p>	
<p>福祉サービスを必要とする方に対し、利用者ニーズに合わせた適切なサービスを提供するとともに、専門的な技術を要する支援者の養成や福祉機器の充実を図り、質の高いサービスを安定的に提供できる体制の構築に努めます。</p>	
<p>推進施策</p>	<p>実施事業</p>
<p>1. 一人ひとりのニーズに応じた福祉サービスの提供</p>	<p>(1) 福祉機器貸し出し事業 家庭で不要となった車いすや介護ベッドなどをリサイクルし、公的サービスの利用が困難な方に一時的に貸し出します。</p> <p>(2) 在宅福祉サービス事業（ほっとす自主事業） 高齢者が安心して健康的な在宅生活を継続できるよう、介護保険などの公的制度では対応が難しい支援などのニーズに即した次のサービスを行います。</p> <p>ア. 自主事業ホームヘルプサービス（家事支援、軽微な身体介護、大掃除） イ. 布団丸洗いサービス ウ. 日帰り旅行サービス エ. 高齢者調理教室</p> <p>(3) 声かけ訪問サービス事業（安否確認） 身体状況や在宅環境などから、安否確認が必要な一人暮らしの高齢者又は高齢者世帯などを対象に、定期的な訪問を行い、健康状態や介護支援等の希望の有無など、在宅生活継続に関する課題についての相談に対応します。</p> <p>対象者から社会資源活用の希望があった場合には地域包括支援センター等の福祉資源に連絡し在宅生活継続を支援します。</p> <p>(4) 福祉・介護ニーズの調査事業 介護保険法など、多様化している法令に遵守した適切な事業運営の体制構築に努めます。また、その他の福祉サービスに係る情報収集を行うとともに、利用者ニーズの把握や実施事業の満足度評価を行うことで、事業の課題を確認し改善を図ります。</p> <p>(5) 訪問給食サービス事業【昼食及び夕食の配達】（市受託事業） 買物や調理をすることが難しいなど食事の確保が困難な高齢者や障がい者の方に対し、1食500円による安価で栄養バランスのとれた昼食・夕食を自宅に提供することで、食生活の向上と安否の確認による在宅生活継続の支援を行います。</p> <p>(6) シルバーハウジング生活援助員派遣事業【入居者に対する支援の実施】</p>

(市受託事業)

市営住宅北栄団地及び道営住宅やまとの杜団地に設置するシルバーハウジングの居住者を対象に、安否確認、相談対応、交流会イベントの実施などを行い、身体状況の把握、社会資源の活用につなげる支援を行います。

執務室設置場所	・市営住宅北栄 C 団地
	・道営住宅やまとの杜団地

(7) 除雪支援サービス事業 (市受託事業)

自力での除雪が困難で親族等による支援も受けられない高齢者や障がい者に対し、町内会や企業ボランティア等の協力により除雪支援を行います。

(8) 点字図書室運営事業 (市受託事業)

視覚に障がいのある方が円滑な情報取得と利用ができるよう点字図書及び音訳図書等を提供するとともに、図書を製作する点訳及び音訳ボランティアの人材育成に取り組みます。

ア. 音訳ボランティア養成講習会(全 20 回/5 月～10 月/定員 10 名)

イ. 視覚障がい者のためのスマートフォン教室(全 2 回/8 月～9 月/定員 8 名)

(9) 意思疎通支援事業 (市受託事業)

聴覚障がい者および手話を習得していない聴覚障がい者との円滑なコミュニケーションを確保するため、意思疎通支援者(手話通訳者・要約筆記者)を派遣します。あわせて、支援者の養成と資質向上を図る研修を開催し、安定的な派遣体制の構築に努めます。また「千歳市手話言語条例」の理念に基づき、「手話は言語である」との認識を広く普及させ、市が推進する「手話を使用しやすい環境づくり」に積極的に協力します。

ア. 手話講座

(ア) 初級課程(全 22 回/6 月～12 月/定員 25 名程度)

(イ) 中級課程(全 23 回/6 月～11 月/定員 25 名程度)

(ウ) 上級 I 課程(全 32 回/5 月～1 月/定員 20 名程度)

イ. 登録手話通訳者研修会(年 6 回/4 月～11 月/各回参加予定 11 名)

ウ. 要約筆記奉仕員入門講座

(手書きコース) 13 回/9 月～11 月/定員 10 名程度

(パソコンコース) 11 回/9 月～11 月/定員 10 名程度

エ. 登録要約筆記者研修会(年 4 回/4 月～1 月/各回参加予定人員 10 名)

オ. 登録手話通訳者・要約筆記者合同研修会(年 1 回/2 月/参加予定 20 名)

カ. 千歳市手話言語条例施策推進への連携・協力

キ. キッズ手話体験(年 1 回/10 月/定員 親子 10 組程度)

(10) 移送介助サービス事業【障がい者】(市受託事業)

外出の際の移動手段の確保が困難な方(車いす利用者)を対象に、移送介助サービスを提供し、外出を支援します。

・移送介助サービス事業ボランティア研修会(年 1 回/10 月/定員 15 名)

(11) ファミリー・サポート・センター事業 (市受託事業)

2. 介護保険サービス等の健全な運営と利用者ニーズへの適切な対応

安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを進めるために、子育ての援助を受けたい人、行いたい人を会員とし、その需給調整などを行います。

- ア. 保育サービス講習会（年2回/全講座 24 時間/各回定員 30 名）
- イ. 会員交流会（年2回/各回定員 20 名）
- ウ. 子育て応援講演会（年1回/定員 60 名）

(12) ヘルパーステーション運営事業（介護予防訪問型・訪問介護事業）

要支援、要介護の認定を受けた方が心身の機能維持向上から在宅生活を継続できるように、職員が自宅に訪問し、掃除・洗濯等の日常生活の支援や、衣類の着脱・入浴・排泄等の介護を、計画的に実施します。

また、市内訪問介護事業所の減少と利用希望ニーズの増加から、職場環境の向上による職員増員を図るなど計画的な職員配置から、円滑かつ安定的なサービス提供体制を構築します。

事業所名	・新富ヘルパーステーション（新富ほっとす）
	・祝梅ヘルパーステーション（祝梅ほっとす）

(13) デイサービスセンター運営事業（介護予防通所型・通所介護事業） **重点**

要支援、要介護の認定を受けた方が身体機能の向上を図りながら活動的な在宅生活を継続できるように、送迎、入浴、食事、体力向上に特化したレクリエーションや運動等のサービスの提供、他者との積極的な交流を行うサービスを提供します。

また、高齢化の進行によるニーズの増加、担い手不足が見込まれる中、充実した職員体制を維持し、運動メニューの充実の他、多くの利用者が集い他者との活動的な交流の場となる魅力あるセンターとして、安定したサービスが提供できる体制の構築に努めます。

(主な支援内容)

- ア. 車椅子リフト付き車両8台、他車両 2 台体制による送迎（新富5台、祝梅5台）
- イ. 入浴（スロープ付き大浴場、特殊浴槽、入浴用車イスの装備）
- ウ. 昼食及びおやつ（厨房による調理、ビュフェ形式、選択制メニュー、行事食など）
- エ. 運動（器具を使った運動、体力測定など）
- オ. 機能回復に鑑みたレクリエーション（機能向上につながるゲームなど）
- カ. 利用者個別の趣味に応じた選択制のイベント（映画、カラオケなど）
- キ. 外出行事、買い物行事の実施
- ク. 園児施設等地域資源との交流（

事業所名	・新富デイサービスセンター（新富ほっとす）
	・祝梅デイサービスセンター（祝梅ほっとす）

(14) ほっとす支援事業所運営事業（居宅介護支援事業所） **重点**

要介護の認定を受けた方を対象に、心身の状況に応じて、希望する介護・福祉サービスを効果的・計画的に利用できるように相談対応、サービスの利用計画（ケアプラン）の作成及び福祉・介護サービス事業所との連絡調整を行います。

また、市内居宅介護支援事業所が減少傾向にあることから、新たに報酬が見込まれる処遇改善加算などを活用し、計画的に職員の増員を図り、高齢者が必要とする支援を受けられるよう、市内における充実した居宅介護支援業務の構築に努めます。

(主な支援内容)

- ア. 居宅サービス計画書（ケアプラン）の作成・モニタリング
- イ. 介護サービス利用に係る調整業務

ウ. 介護保険利用に係る相談対応
 エ. 要介護認定に係る新規申請及び更新申請の代行

事業所名	・新富ほっとす支援事業所（新富ほっとす）
------	----------------------

(15) 要介護認定調査事業

千歳市からの依頼又は他市町村に住所を置き市内に居住する介護保険認定者、のうち認定期間が満了となる方を対象とした他市町村から依頼を受けて認定更新に係る調査を行います。

特に、市内居宅支援事業所の減少傾向から、他市町村が依頼先が不足していることが見込まれるため、積極的に受入れに努めて参ります。

(16) 障がい福祉サービス（居宅介護・重度訪問介護）事業

サービスを必要とする在宅の障がい者の方を対象に、ヘルパー職員が訪問し、障がいの程度及び生活状況に応じた身体介護や生活援助などの自立に向けた支援を行います。

なお、職員は訪問介護業務と兼務していることから、介護保険等併用する利用者に対しても適切かつ円滑な支援を行います。

事業所名	・新富ヘルパーステーション（新富ほっとす）
	・祝梅ヘルパーステーション（祝梅ほっとす）

基本目標 4 安心して暮らせる地域づくり

複雑化・複合化する生活課題に対応するため、心配ごと相談所による生活相談や成年後見制度などの権利擁護事業、高齢者からの総合相談に対応する地域包括支援センターの運営をとおして多様な生活課題の解決に向けた相談機能の充実に努めます。

推進施策

実施事業

1. 生活課題を包括的に解決していくための支援体制の強化

(1) 心配ごと相談所事業

生活上の様々な相談に応じ、心配ごとの解決に向けた支援を行います。様々な相談に対応するため、千歳市家庭生活カウンセラークラブと連携して相談援助を行います。

ア. 来所相談・電話相談

イ. 毎週火・水曜日 13時～16時

ウ. 第2・4木曜日 18時30分～20時30分 *年末年始、祝日を除く。

(2) 生活応急資金貸付事業

公的制度の受給が開始するまでの生活費や、病気や怪我などにより一時的に収入が減少したときの生活資金の貸付を行います。

(3) 食料等支援事業

食料を入手することが困難な人に対し、緊急的に食料を支給し生活を支援します。

また、企業や団体からの寄付金等を活用し、生活に困窮している世帯の児童にお米等の食料を支給し、世帯の家計支援を行います。

(4) 生活福祉資金貸付事業及び特例貸付債権管理業務（道社協受託事業）

他からの貸付を受けることができない低所得者や高齢者、障がい者の世帯に対し、生活の安定を目指すため、資金の貸付を行います。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯への貸付制度として実施された、緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付については、借受世帯に対し償還や生活福祉資金利用に関する相談支援など適切な債権管理に努めます。

(5) 地域包括支援センター運営事業（包括的支援事業、指定介護予防支援事業、介護予防ケアマネジメント事業）**重点**

（市受託事業）

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員など経験ある専門の職員を配置し、地域の在宅高齢者の健康保持及び在宅生活の安定のために、センター職員の適切な支援により、地域における福祉活動の増進を図ります。

【主な支援内容】

〔総合相談支援〕

高齢者相談窓口の拠点として、高齢者やその家族の多種多様な相談に対応します。また、支援が届いていない高齢者に対し、手を差し伸べる取り組みを積極的に行うことを基本に、多職種、地域の資源などと連携することで、支援が必要な高齢者等に対応がでる支援ネットワークを構築します。

〔権利擁護〕

虐待や権利侵害などから高齢者を守り安心した生活を送れるよう、判断能力の低下した状況にある方への支援など成年後見センターと連携を図りながら専門的な対応を行います。また、虐待など高齢者の被害を予防するための普及啓発を行います。

〔包括的・継続的ケアマネジメント〕

介護・医療関係者、生活支援コーディネーターの活動や地域資源による支援とケアマネジャーとのつながりを促し、高齢者が要介護状態になっても地域で暮らし続けることができるよう支援します。

また、ケアマネジャーとの交流や研修の機会をつくり、地域におけるケアマネジメントの質の向上を図り、高齢者に係る対応困難な課題などについての解決に向けた多職種の構成による地域ケア会議を開催します。

〔指定介護予防支援事業・介護予防ケアマネジメント〕

要支援者、総合事業対象者について、高齢者自身の機能を活かし、自立に向けた支援を行うため、介護サービスの活用などの調整を行います。

また、介護予防センター、生活支援コーディネーター、地域住民の活動などによる地域の社会資源と連携した介護予防ケアマネジメントを行います。

センター名	担当地区
西区地域包括支援センター	北栄、新富、信濃、富士、北信濃、自由ヶ丘、北斗、上長都、桜木
東区地域包括支援センター	青葉丘、青葉、住吉、東郊、日の出丘、柏台、美々、駒里、祝梅、根志越、中央、泉郷、幌加、協和、新川、東丘、稲穂、梅ヶ丘、弥生、寿、豊里、日の出、旭ヶ丘、流通、幸福、柏台南、清流

(6) 緊急通報システム訪問調査事業（市受託事業）

一人暮らし等の高齢者の相談や緊急事態に迅速に対応する緊急通報システムの設置希望者に対し、訪問による身体状況等の調査等を行います。また、本人の状況に応じて、適切な制度やサービスにつなげる支援をします。

2. 地域で自立した生活を送るための権利擁護体制の強化

(7) ニーズに柔軟に対応する事業展開

介護保険制度の改正など新たな制度への対応や住民の複合的な生活課題に対応する助け合い活動創出や仕組みづくりについて検討します。

(8) 重層的支援体制整備事業（市受託事業）**重点** ※再掲

(9) 災害ボランティアセンター運営事業 ※再掲

(10) 法人後見事業

判断能力の低下により契約継続が困難となり成年後見等の支援が必要となった場合、法人が成年後見人等になり、判断能力が不十分な人の保護・支援を行います。

ア. 後見支援員フォローアップ研修会（11月）

※生活支援員フォローアップ研修会と同日開催

(11) 緊急事務管理事業

日常生活自立支援事業等を利用するまでの間、生命、健康及び財産の保護を図るため、本人に代わり緊急事務管理を行います。

(12) 成年後見支援センター運営事業（市受託事業）**重点**

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人が、住みなれた地域で安心して暮らすため、成年後見制度を適切に利用できるよう支援を行い、これらの人の権利及び財産を守ることができるよう、成年後見制度の利用促進を行います。

ア. 成年後見制度に関する相談及び利用支援

イ. 社協広報紙及び出前講座（随時）等を通じた広報及び啓発

ウ. 市民後見人養成講座事前説明会（5月）

エ. 市民後見人養成講座（5回/6～7月/定員20名）

オ. 市民向け成年後見公開講座（9月）【新規】

カ. 市民後見人養成講座修了者フォローアップ研修会（10月）

※苫小牧・東胆振3町・恵庭・千歳 合同開催

キ. 専門職等後見人サロン（12月/定員20名）

ク. 成年後見制度勉強会（2月/定員50名/オンライン）

ケ. 出張相談会（年2回/9月・2月）

コ. 市民後見人の集い（年1回）

サ. 受任調整委員会（月1回）

シ. 地域連携ネットワーク協議会（年1回/6月）

(13) 日常生活自立支援事業（道社協受託事業）**重点**

判断能力が不十分で日常生活に不安のある高齢者や障がい者等に対し、地域で自立した生活がおくれるよう福祉サービスの利用や金銭管理等を支援します。

ア. 生活支援員フォローアップ研修会（年1回/11月）

※後見支援員フォローアップ研修会と同日開催

イ. 新任生活支援員養成研修会（随時）

基本目標5 地域から信頼される安定した組織づくり

社協活動の「見える化・見せる化」を推進するため、広報紙の全戸配布やホームページの充実に加え、SNS等の活用により若い世代など幅広い世代に対し本会が提供するサービス等の利用促進を図り、社協活動の認知度アップをとおして支援者の拡大につなげ、募金、寄付金、会員会費等の財源確保に努めます。

推進施策	実施事業
1. 地域福祉実践計画の進行管理	<p>(1) 実践計画の実績の検証と評価 計画の進捗状況を調査・評価するとともに次年度の方向性を検討します。 ア. 地域福祉実践計画検証委員会(年1回) イ. 地域福祉実践計画検証委員会作業部会(年1回)</p>
2. 専門性の確保と職員の資質向上を図る研修体制の構築	<p>(2) 人材育成事業 重点 業務の円滑遂行に役立つ知識やスキル等を習得することを目的とした職員研修を実施し、専門性の確保と職員の資質向上を図ります。 ア. 階層別職員研修(年6回) イ. 全体研修(年1回) ウ. その他(随時)</p>
3. 多様なツールを活用した広報活動の強化	<p>(3) 広報活動推進事業 重点 地域福祉活動を推進する各種事業の取り組みについて、広く住民に情報発信を行います。 ア. 会報紙「今日から、」の業者による配付 【情報紙への折込:約41,890部、日本郵便タウンメール等:約1,098部/年6回】 イ. 編集委員会を活性化させ、社協活動をわかりやすく伝える、会報紙面づくりに取り組む【発行部数:43,600部/年6回(奇数月)】 ウ. ホームページによるタイムリーな情報掲載 【各所管職員による随時更新、SNS(Facebook等)の活用】 エ. 社協活動の認知度アップを目的とした SNS ツールの充実 地域福祉活動への幅広い世代の参加と本会が提供するサービス等の利用促進を図るため、若者・働く世代向けの情報発信方法の充実を図るとともに、各担当者が広報の担い手となり社協活動の認知度アップに努めます。</p>
4. 安定した組織運営を推進するための財源の確保	<p>(4) 社会福祉大会開催事業 永年にわたって、本市の社会福祉推進に貢献された方々に感謝の意を表すための表彰及び地域福祉についての理解を深めることを目的とし、社会福祉大会を年1回開催します。 ア. 第60回千歳市社会福祉大会の開催(11月)</p> <p>共同募金、寄付金、会員会費等自主財源の増収に向けた積極的な働きかけと、受託事業と連動した社協活動の展開による公費財源の効果的な活用を図ります。</p>

5. 行政とのパートナーシップの強化	(5) 千歳市の各種計画との連携と情報交換 千歳市の地域福祉計画をはじめとした各種計画との連携により、地域福祉推進諸活動を展開します。
--------------------	--